

C点：背海縦貫線（中防大橋）の道路中心線と東京港臨海道路の道路中心線との交点

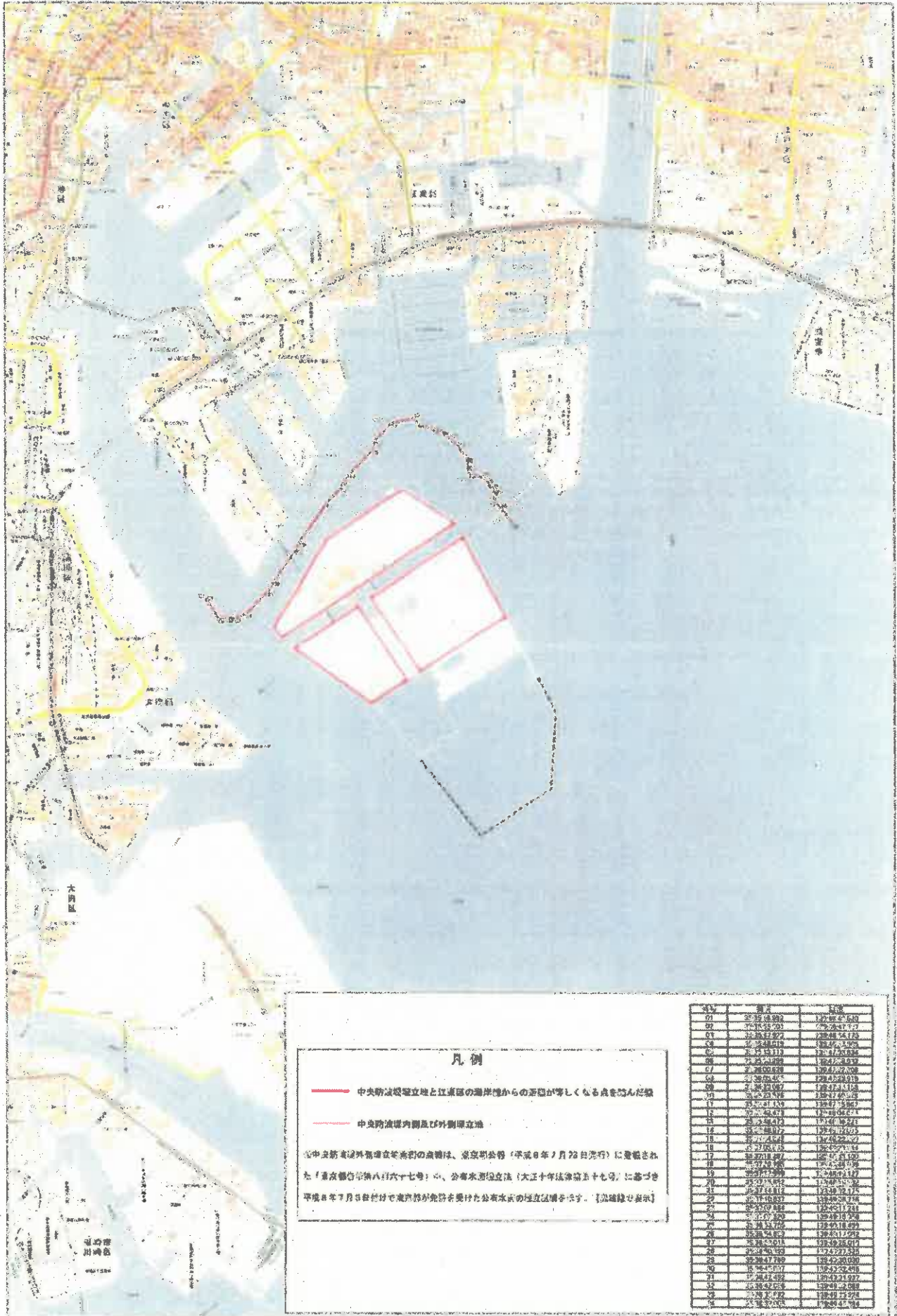
C'点 東京港臨海道路の道路中心線と 外側その1埋立地南西側埋立法線との交点

F点：東京港臨海道路の道路中心線と外側その1埋立地東端線との交点

G点：外側その1埋立地の南東端

主張境界線図(大田区)

(別紙)



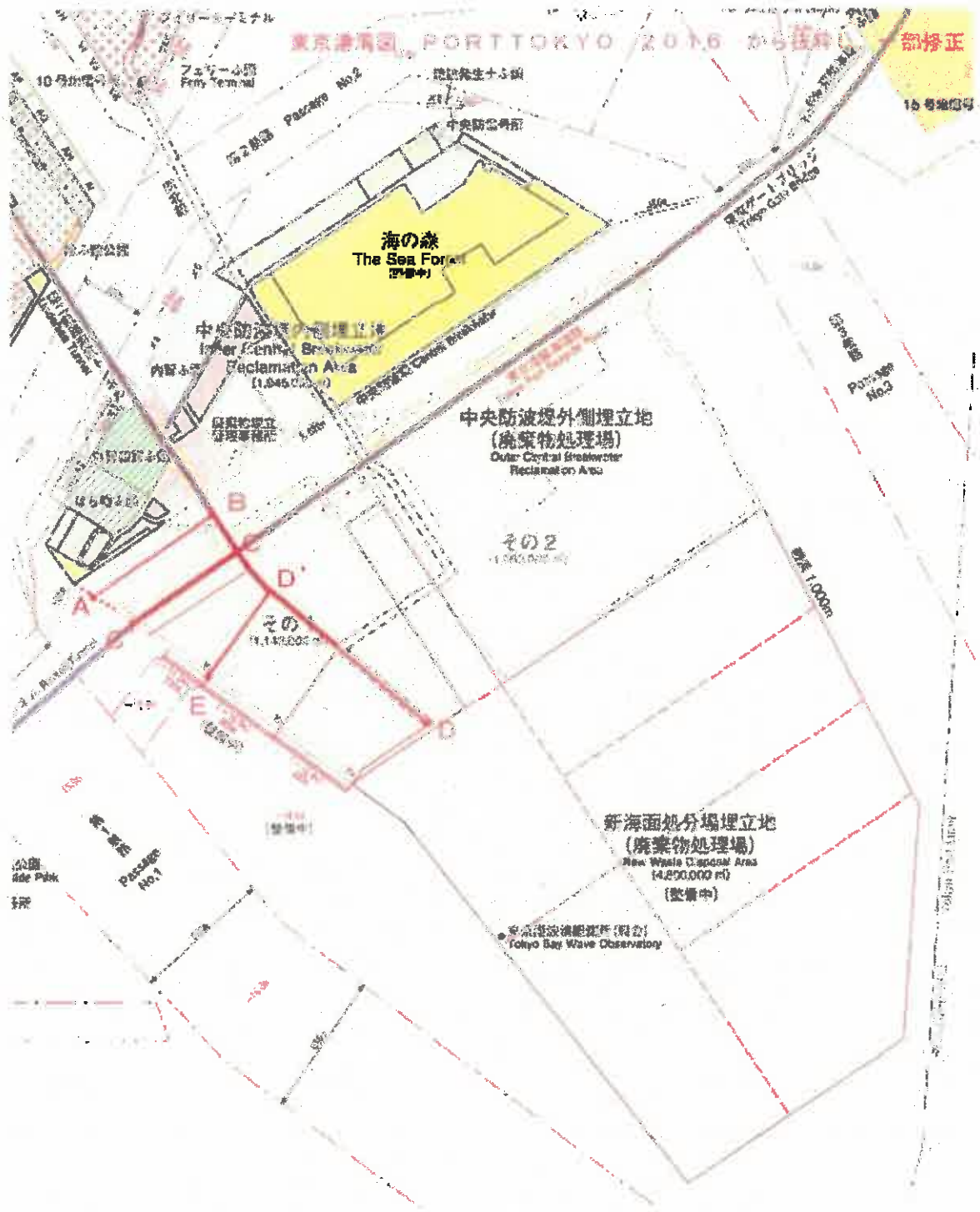
凡例

- 中央防波堤築立地と江東区の海岸線からの距離が等しくなる点を結んだ線
- 中央防波堤内側及び外側築立地

※中央防波堤外側築立地等測定の高精度は、東京都公報(平成8年7月28日発行)に掲載された「東京都告示第八百六十七号」の、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)に基づき平成8年7月5日付付で東京都が免許を受けた公有水面の埋立区域を示す。【高緯線は表示】

緯度	経度	距離
35		
01	139°45'00.000	139°45'00.000
02	139°45'00.000	139°45'00.000
03	139°45'00.000	139°45'00.000
04	139°45'00.000	139°45'00.000
05	139°45'00.000	139°45'00.000
06	139°45'00.000	139°45'00.000
07	139°45'00.000	139°45'00.000
08	139°45'00.000	139°45'00.000
09	139°45'00.000	139°45'00.000
10	139°45'00.000	139°45'00.000
11	139°45'00.000	139°45'00.000
12	139°45'00.000	139°45'00.000
13	139°45'00.000	139°45'00.000
14	139°45'00.000	139°45'00.000
15	139°45'00.000	139°45'00.000
16	139°45'00.000	139°45'00.000
17	139°45'00.000	139°45'00.000
18	139°45'00.000	139°45'00.000
19	139°45'00.000	139°45'00.000
20	139°45'00.000	139°45'00.000
21	139°45'00.000	139°45'00.000
22	139°45'00.000	139°45'00.000
23	139°45'00.000	139°45'00.000
24	139°45'00.000	139°45'00.000
25	139°45'00.000	139°45'00.000
26	139°45'00.000	139°45'00.000
27	139°45'00.000	139°45'00.000
28	139°45'00.000	139°45'00.000
29	139°45'00.000	139°45'00.000
30	139°45'00.000	139°45'00.000
31	139°45'00.000	139°45'00.000
32	139°45'00.000	139°45'00.000
33	139°45'00.000	139°45'00.000
34	139°45'00.000	139°45'00.000
35	139°45'00.000	139°45'00.000

出典 国土院地形図(25,000分)地形図



A点：中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の間の水域の中心線と、中央防波堤内側埋立地の南西角の点と中央防波堤外側その1埋立地の北西角の点とを結んだ線との交点

B点：中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の間の水域の中心線と、青海縦貫線（中防大橋）の道路中心線との交点

C点：青海縦貫線（中防大橋）の道路中心線と東京港臨海道路の道路中心線との交点

D点：中防外1号線の道路中心線と中央防波堤その1埋立地南東側埋立法線との交点

C'点：東京港臨海道路の道路中心線と中央防波堤外側その1埋立地南西側埋立法線との交点

D'点：青海縦貫線（中防大橋）の道路中心線と中央防波堤外側埋立地その1部分のY1バースとY2バースとの境界線を北東側に直線で延長した線との交点

E点：中央防波堤外側埋立地その1部分のY1バースとY2バースとの境界線と同南西側埋立法線との交点

訓 停 案

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地について、江東区及び大田区それぞれの区域を、次のとおりとする。

江東区 中央防波堤内側埋立地の全域

中央防波堤外側埋立地のうち、下記のA点、B点、C点及びD点を順次結んだ線（ただし、A点とB点とを結ぶ線は水域の中心線、B点とC点及びC点とD点とを結ぶ線は道筋の中心線）の東側の区域

大田区 中央防波堤外側埋立地のうち、下記のA点、B点、C点及びD点を順次結んだ線（ただし、A点とB点とを結ぶ線は水域の中心線、B点とC点及びC点とD点とを結ぶ線は道筋の中心線）の西側の区域

これを図示すれば、別図1のとおりである。

記

A 点 北緯35度35分36秒1783 東経139度47分32秒8327

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の間の水域の中心線と、中央防波堤内側埋立地の南西角の点（中央防波堤内側埋立地第21区B区しゅん功点No.11）と中央防波堤外側その1埋立地の北西角の点（中央防波堤外側その1埋立地第11区しゅん功点No.1）とを結んだ線との交点

B 点 北緯35度35分48秒3850 東経139度47分55秒2788

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の間の水域の中心線と、青海線（中防大橋）の道路中心線との交点

C 点 北緯35度35分42秒8271 東経139度47分59秒7817

青海線東側の道路中心線と東京港臨海道路の道路中心線との交点

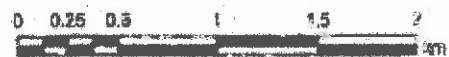
D 点 北緯35度35分16秒8269 東経139度48分37秒9511

中防外1号線の道路中心線と中央防波堤外側その1埋立地南東側埋立地線との交点

別図1



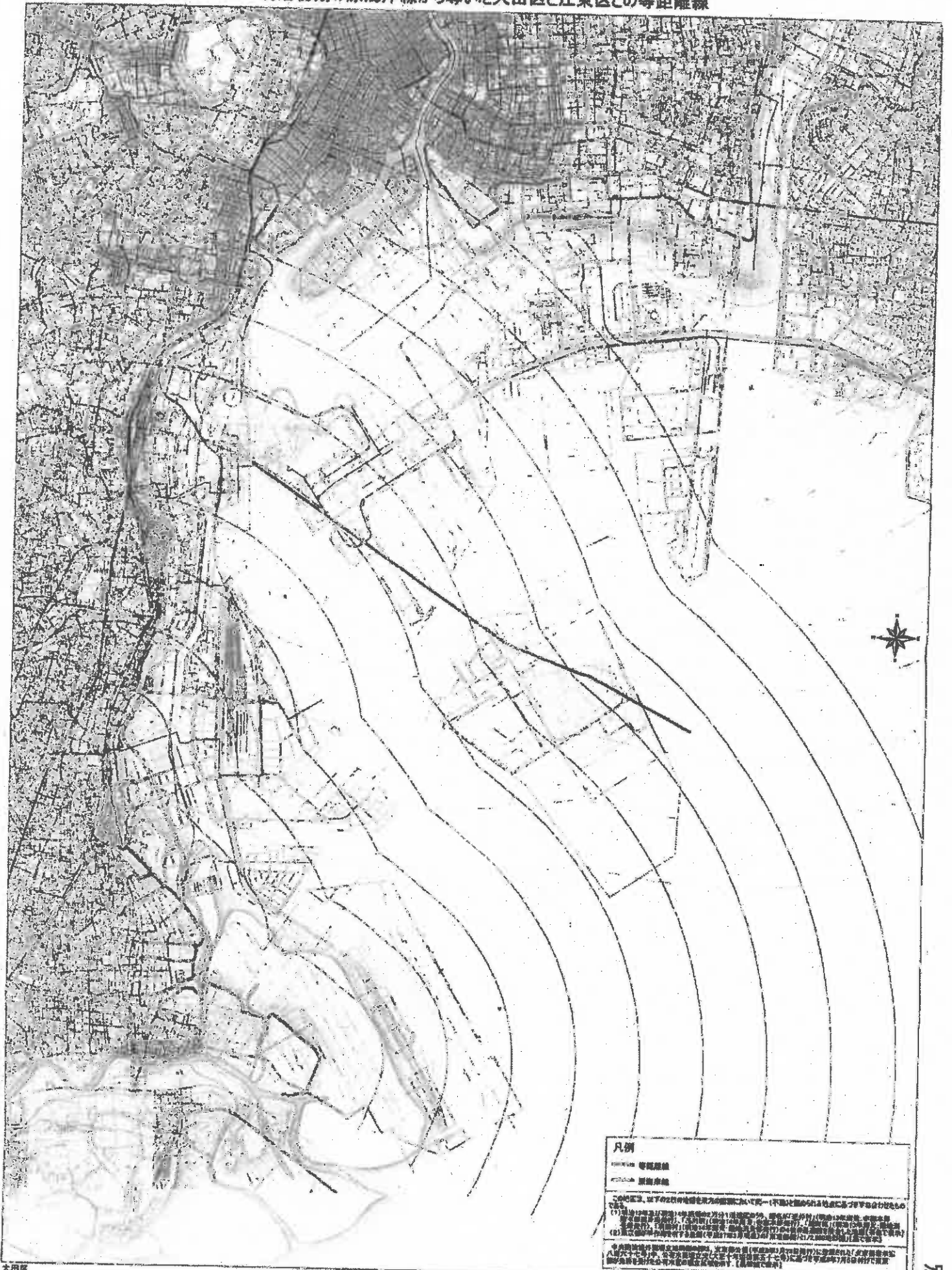
別図は、国土地理院長の示図(平24国土学26号)を基で作成した東京都市図(S=1:2,500)を従用し26都市基交規125号Lで作成したものである。断面線型を記す。



棒杭があった区域及び水深7尋の区域を現在の地図に示した図



明治初期の海岸線から導いた大田区と江東区との等距離線



凡例

—— 等距離線
 - - - - 海岸線

この地図は、以下の2枚の地図を元にしたものであり、(1)平面的に50mの距離に基づき導かれたものである。
 (2)地形の高低(標高)は、この地図の作成に際しては考慮されず、地形の高低は、この地図の作成に際しては考慮されず、地形の高低は、この地図の作成に際しては考慮されず。
 (3)この地図は、以下の2枚の地図を元にしたものであり、(1)平面的に50mの距離に基づき導かれたものである。
 (4)この地図は、以下の2枚の地図を元にしたものであり、(1)平面的に50mの距離に基づき導かれたものである。
 (5)この地図は、以下の2枚の地図を元にしたものであり、(1)平面的に50mの距離に基づき導かれたものである。

大田区



別紙 6

